

副 本

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成27年(行ウ)第1号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

平成28年(行ウ)第2号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原 告 原告番号1の1 ほか

被 告 国 ほか8名

第14準備書面

(原告ら準備書面(71)に対する反論)

令和元年6月28日

福島地方裁判所第一民事部 御中

被告国指定代理人

佐藤 真梨子 

筒井 督 雄 

吉野 弘 子 

小野寺 幸 男 

板橋 三智代 

大江 啓 一 

金 沙弥佳 

梶内 勇 作 

古山 繁 樹 

酒 井 直 仁 

桑 島 奈穂子 

石 澤 広 隆 

安 齋 守 

被告国は、本準備書面において、原告らの2019年(令和元年)5月9日付け原告準備書面(71)(以下「原告ら準備書面(71)」という。)に対し、必要と認める限度で反論する。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例によることとし、参考までに本準備書面の末尾に略称語句使用一覧表を添付する。

第1 原告らの主張

原告らは、「原告らの精神的苦痛の一要素」(原告らの2019年〔令和元年〕6月10日付け原告準備書面(72)〔以下「原告ら準備書面(72)」という。〕)であるとして、「プルトニウムは飯館(マ)に限定的に降下したと考えるべきではなく、飯館(マ)よりも遠方にも降下した可能性が高く、福島県内のどこにプルトニウムが存在してもおかしくないという前提の下で、住民の健康に配慮しなければならない」(原告ら準備書面(71)第1の1・2ページ)と主張し、その根拠として、福島第一発電所から30キロメートル以遠の福島県飯館村の環境試料から福島第一発電所事故に由来すると考えられるプルトニウムが検出されたこと、及び、長崎に投下された原子爆弾の爆心地から1キロメートル以内で被ばくして死亡した者の病理標本を調べてプルトニウムによる内部被ばくがあることを示した論文があること(甲B第16.1号証)を挙げた上で「要するに、核爆発や原子炉からの放出の場合には、プルトニウムという重金属であっても、爆発地点や放出地点からの距離にはさほど左右されないで広範囲に拡散されるということであるから、福島第1の場合も、飯館(マ)だけに限定的にプルトニウムが降下したと考えるべきではなく、飯館(マ)よりも遠方にも降下した場合も想定しなければならない」(同準備書面第3の4・7ページ)と主張する。

第2 被告国の反論

1 福島第一発電所事故における健康や環境への影響に際して、特に重要な放射性核種は、セシウムであって、プルトニウムではないこと

(1) 福島第一発電所により環境中に放出されたプルトニウムの推定結果

福島第一発電所事故により環境中に放出された放射性核種については、その放出量が推定されており、プルトニウムは、セシウムに比べて圧倒的に(10のマイナス6乗程度のオーダーで)少ない放出量が推定されている(乙B第18号証の1・32ページ)。

(2) 文部科学省によるプルトニウムの核種分析の結果

ア 第1次調査

被告国は、平成23年6月から同年9月までの間、福島第一発電所からおおむね100キロメートル圏内及びその圏外の福島県西部の約2200か所で土壌試料を採取し、そのうち、100か所で採取された土壌試料について、プルトニウムの核種を分析した(第1次調査。乙B第39号証)。

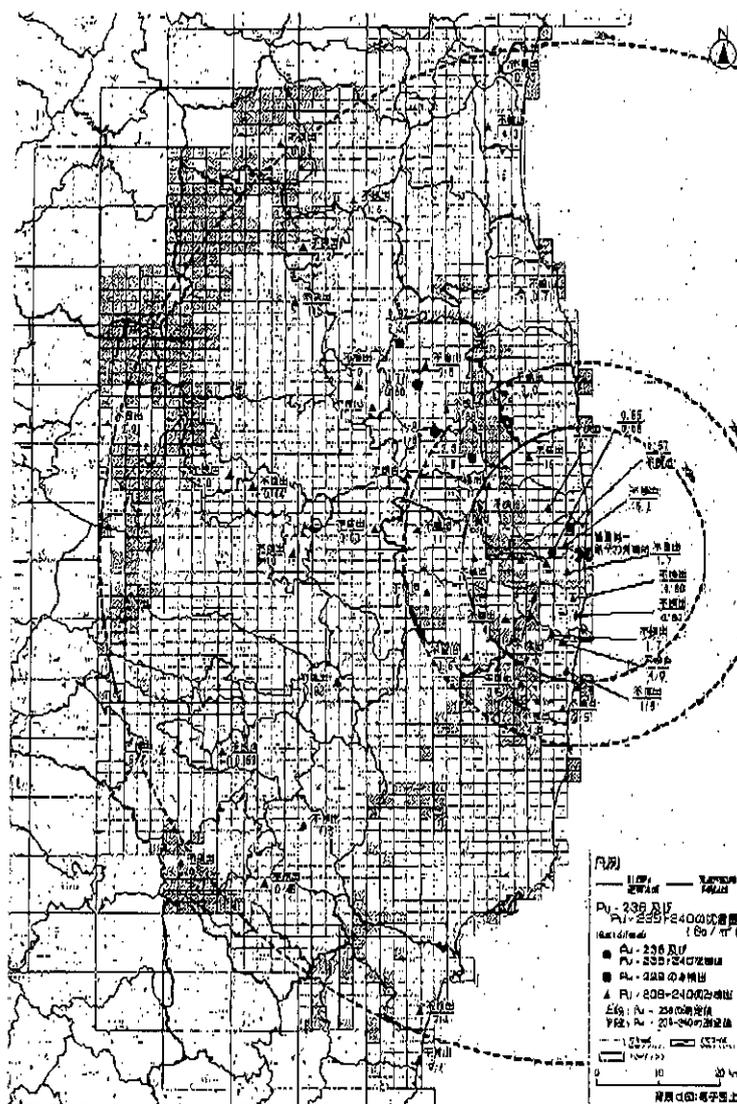


図1:「プルトニウム238, 239+240の測定結果について」(乙B第39号証別紙2-1)

そして、第1次調査の結果の一部を図示したのが図1である。第1次調査において検出された各地点におけるプルトニウム239+240*¹に対

*1 プルトニウム239とプルトニウム240は、それぞれの核種が放出するアルファ線のエネルギーがほぼ等しいため、アルファ線核種の通常分析では区別して定量できないため、両核種の合計量として定量化されている(乙B第40号証2枚目・※2)。

するプルトニウム238の沈着量の比率と、平成11年度から平成20年度までの全国調査において観測されているプルトニウム239+240に対するプルトニウム238の沈着量の比率(いわばバックグラウンド^{*2}に相当する比率)とを比較したところ、上記の100か所の採取試料のうち福島第一発電所事故に伴って新たに沈着したプルトニウムが含まれていると考えられたのは、図1に黄緑色で●ないし■が付記された6か所であった。また、本調査において確認されたプルトニウム238及びプルトニウム239+240の沈着量は、いずれも、同事故発生前に全国で観測されたプルトニウム238及びプルトニウム239+240の測定値の範囲(過去の大気圏内核実験の影響の範囲)に入るレベルであったことが確認されている(乙B第39号証3, 4枚目)。

さらに、被告国は、最大の沈着量が検出された箇所の地表に、50年間常時滞在するという、あえて被ばく線量が過大に評価される仮定を置いた上で、その間に生じる土壌の再浮遊に由来する内部被ばく(吸入)及び土壌からの外部被ばく線量の積算値をIAEAの技術報告書において提案されている評価方法により計算した(以下、その計算結果を「50年間積算実効線量」という。)。その結果、プルトニウム238及びプルトニウム239+240の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量は、セシウム134やセシウム137の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいことが確認された。具体的には、プルトニウムの50年間積算実効線量は、プルトニウム239+240の0.12ミリシーベルトが最大であり、これは、

*2 人間は、日常生活の中で、種々の自然放射線、例えば宇宙線、地球上に存在する放射性物質、体内で自然発生している放射線などに被ばくしているところ、一般的には、これらは、「バックグラウンド放射線」と呼ばれている。

セシウム134の50年間積算実効線量の710ミリシーベルトの約6000分の1である。(乙B第39号証3枚目)

イ 第2次調査

さらに、被告国は、第1次調査後、外部有識者からなる審議会において、セシウムだけでなく、プルトニウム等一部の放射性核種についても、社会的に関心の高い核種であることなどを考慮し、さらに調査結果を加える必要があるとの議論がなされたのを受けて、第1次調査において調査対象範囲としなかった福島第一発電所から80～100キロメートル圏内で採取された土壌試料について新たに核種分析を実施するとともに、第1次調査においてプルトニウム238及びプルトニウム239+240が検出された調査箇所の周辺で採取された土壌試料についても新たに核種分析を実施した(第2次調査。乙B第40号証1枚目、第41号証1-2ページ)。

その中で、被告国は、第1次調査同様、採取試料におけるプルトニウム238及びプルトニウム239+240の比率と、バックグラウンドの比率を比較した上で、統計的に福島第一発電所事故前の比率から外れる10か所について、同事故に伴って新たにプルトニウムが沈着した可能性があるものと判断した(乙B第40号証5枚目、別紙4、第41号証1-29、30ページ)。福島第一発電所事故に伴って新たにプルトニウムが沈着した可能性があるものと判断されたのは、図2にオレンジ色で●が付記された10か所である。

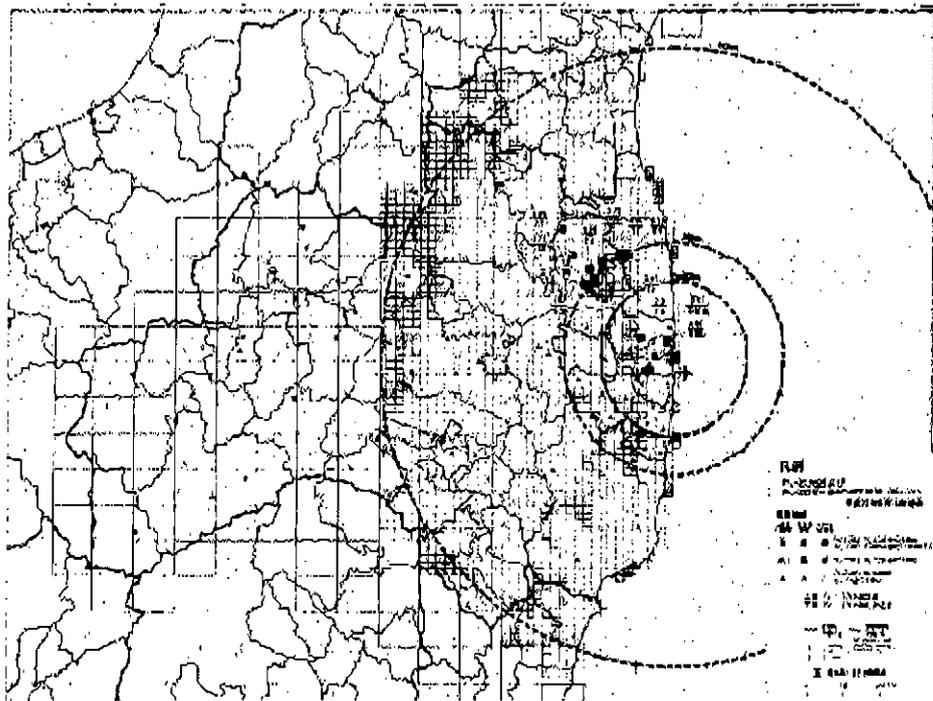


図2：「プルトニウム238，239+240の沈着量の測定結果について(第2次土壌調査)」(乙B第40号証別紙3〔乙B第41号証1-42ページの図4.2.2-1も同図〕)

また、第2次調査においても、確認されたプルトニウム238及びプルトニウム239+240の沈着量は、1か所で検出されたプルトニウム238の沈着量の値を除き、いずれの箇所においても、福島第一発電所事故前の平成11年度から平成21年度までの全国で観測されたプルトニウム238及びプルトニウム239+240の測定値の範囲(過去の大気圏内核実験の影響による範囲)に入るレベルであった。そして、第2次調査で福島第一発電所事故前に観測されたプルトニウム238の沈着量の最大値を超えた1か所のプルトニウム238の沈着量は、同事故前のプルトニウ

ム238の沈着量の最大値の1.4倍程度^{*3}であった。このように、第2次調査を経ても、発見されたプルトニウムは、福島第一発電所事故前のバックグラウンドの測定値の範囲内か、それを超えるとしても若干上回る程度の沈着量にとどまっている。(乙B第40号証5枚目)

さらに、第1次調査時と同様に、50年間積算実効線量を計算したところ、プルトニウム238、プルトニウム239+240及びプルトニウム241の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量は、セシウム134やセシウム137の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいことが確認された。具体的には、プルトニウムの50年間積算実効線量では、プルトニウム239+240の0.16ミリシーベルトが最大であり、これは、セシウム134の50年間積算実効線量の710ミリシーベルトの約4400分の1である。(乙B第40号証3、4枚目)

(3) 小括

以上のとおり、福島第一発電所事故により環境中に放出された放射線核種で、健康や環境への影響に際して特に重要な放射線核種はセシウムであって、プルトニウムではない。

被告国も、上記の累次の調査結果等を踏まえ、今後の被ばく線量評価や除染対策等はセシウム134及びセシウム137を対象に行うことが重要であることを確認した上で、被ばく線量評価や除染対策において、セシウム134及びセシウム137の沈着量に着目していくことが適切であるとの方針を採用しているものである(乙B第39号証3枚目、第40号証4枚目)。

*3 過去の大気圏内核実験の影響によるプルトニウム238の測定最大値が8Bq/m²であるのに対し、第2次調査におけるプルトニウム238の沈着量の最大値が11Bq/m²(福島県浪江町)であることによる(乙B第40号証4、5枚目、別紙1、第41号証1-30ページ)。

2 原告らの上記第1の主張には、科学的根拠がないこと

上記1のとおり、福島第一発電所により環境中に放出された放射性核種で、健康や環境への影響に際して特に重要な放射性核種はプルトニウムではなく、セシウムとされている。

これに対し、原告らは、飯舘村からプルトニウムが検出されたことをもって、福島第一発電所事故由来のプルトニウムが「飯舘(マ)よりも遠方にも降下した場合も想定しなければならない」(原告ら準備書面(71)第3の4・7ページ)と主張するが、その科学的根拠は、全く明らかでなく、その推認過程には、顕著な論理の飛躍があるというべきである。仮に、甲B第161号証のとおり、長崎に投下された原爆に関し、爆心地から1キロメートル以内で被爆して死亡した者の病理標本を調査した結果、同人がプルトニウムによる内部被ばくを受けていた事実が明らかになったとしても、長崎の原爆投下と福島第一発電所事故とは、地理的条件や気流などの気象条件、放射性物質の飛散態様が大きく異なるのであるから、当該事実をもって、福島第一発電所事故によるプルトニウムの土壤汚染状況の根拠と認めるに足りないというべきである。

したがって、原告らの上記第1の主張には、科学的根拠がないといわざるを得ない。

第3 結論

以上のとおり、福島第一発電所により環境中に放出された放射性核種で、健康や環境への影響に際して特に重要な放射性核種はプルトニウムではないのであるから、この点を踏まえることなく、一般的に「プルトニウムの危険性」を述べる原告らの上記第1の主張に理由がないことは明らかである。

以上

略称語句使用一覧表

略称	基本用語	使用書面	ページ	備考
原災法	原子力災害対策特別措置法	答弁書	2	
福島第一発電所	福島第一原子力発電所	答弁書	3	
福島第一発電所事故	福島第一原子力発電所において放射性物質が放出される事故	答弁書	3	
東電	東京電力株式会社	答弁書	3	
本件地震	東北地方太平洋沖地震	答弁書	3	
津波評価技術	原子力発電所の津波評価技術	答弁書	4	
地震本部	地震調査研究推進本部	答弁書	5	
長期評価	三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について	答弁書	5	
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	答弁書	5	
保安院	原子力安全・保安院	答弁書	5	
防災指針	原子力施設等の防災対策について	答弁書	12	
学校その他の教育機関	教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関	答弁書	19	
ICRP	国際放射線防護委員会	答弁書	20	
国賠法	国家賠償法	答弁書	22	
原告ら準備書面(5)	原告らの平成27年9月7日付け準備書面(5)	第1準備書面	1	
災対法	災害対策基本法	第1準備書面	3	
政府事故調査中間報告書	政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」	第1準備書面	7	
原告ら準備書面(8)	原告らの平成28年2月12日付け準備書面(8)	第2準備書面	1	
請求原因①	「情報の隠匿の違法」訴状請求原因第3の1	第2準備書面	1	

請求原因②	「子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法」訴状請求原因第3の2	第2準備書面	1
請求原因③	「児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法」訴状請求原因第3の3	第2準備書面	1
請求原因④	「子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法」訴状請求原因第3の4	第2準備書面	1
2007年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告	第2準備書面	5
1990年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1990年勧告	第2準備書面	6
1992年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1992年勧告	第2準備書面	20
1999年勧告	国際放射線防護委員会(ICRP)の1999年勧告	第2準備書面	22
原告ら指摘情報	①文部科学省職員が平成23年3月12日から被告福島県と協力して測定したモニタリングカーによる測定結果や独自に測定したモニタリング結果、②文科省や保安院が本件事故当日の16時49分から開始したSPEEDIによる予測計算結果及び③平成23年3月18日と同月20日、米国エネルギー省が同月17日から同月19日にかけて空中測定システムを利用して作成した放射線汚染地図に関する各情報	第2準備書面	34
4月19日通知	平成23年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方について(通知)」	第2準備書面	38
改正前地方教育行政法	平成26年法律第76号による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第2準備書面	39

請求原因④-I	「福島第一発電所事故当時の防災指針では、年齢や性別を問わず原発事故による外部被ばくによる実効線量が50ミリシーベルトを超えるときは、コンクリート建屋への屋内退避か避難という指標が定められていたが、同指標は、若年齢者は放射線被害を受けやすいという科学的知見を無視し、原子力災害によって子どもが受ける健康上のリスクを避けることについて何ら顧慮していないのであって、原子力安全委員会がこのような防災指針を策定したことは、その権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠くから、国賠法1条1項の適用上違法である」こと	第3準備書面		1
請求原因④-II	「内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を発した場合、原子力災害により周辺住民に健康被害が発生する恐れがあるときは、原災法26条1項1号に基づき、関係市町村に住民避難の指示又は勧告を行う義務があったところ、福島県内の住民に安定ヨウ素剤の服用を指示すべきであった平成23年3月15日午前零時の時点までには、少なくとも、福島第一発電所の半径80キロメートル圏内は追加実効線量が年1ミリシーベルトを超えるおそれがあったにもかかわらず、安全な地域への避難指示を出すことを怠った」こと	第3準備書面		1
請求原因②-I	「原子力安全委員会は、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、適切な内容の防災指針を策定する職務上の義務があったのに、その義務に違反し、安定ヨウ素剤予防服用に係る防護対策の指標を『性別・年齢に関係なく全ての対象者(原則40歳未満)に対し一律に放射性ヨウ素による小児甲状腺等価線量の予測線量100mSv』とする不適切な内容の防災指針を策定し、WHOの基準(若年者については甲状腺等価線量10mGy〔被告国注：10mSv相当〕を推奨)に依拠した見直しも怠り、平成22年8月改訂後も上記指標のまま放置していた」こと	第3準備書面		2

請求原因②-Ⅱ	「原子力災害対策本部長は、避難指示又は屋内避難指示を出した際、遅くとも平成23年3月15日午前零時までには福島県全域の地方公共団体の長に対して住民に安定ヨウ素剤を投与させる旨の指示をすべき義務があったにもかかわらず、これを怠った」こと	第3準備書面	2
IAEA	国際原子力機関	第3準備書面	9
BSS	電離放射線に対する防護及び放射線源の安全に関する国際基本安全基準	第3準備書面	9
安定ヨウ素剤予防服用の考え方	「原子力災害時における安定ヨウ素剤の予防服用の考え方について」	第3準備書面	11
炉規法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第3準備書面	26
原災本部	原災法16条1項に基づき設置された原子力災害対策本部	第3準備書面	28
WHO	世界保健機構	第3準備書面	32
220号事件	福島地方裁判所いわき支部平成25年(ワ)第220号損害賠償請求事件	第4準備書面	1
原災マニュアル	原子力災害対策マニュアル	第5準備書面	3
現地対策本部	原子力災害現地対策本部	第5準備書面	4
原子力安全技術センター	財団法人原子力安全技術センター	第5準備書面	9
モニタリング指針	環境放射線モニタリング指針	第5準備書面	9
原告ら準備書面(7)	原告らの2015年(平成27年)1月27日付け準備書面(7)	第6準備書面	1
原告ら準備書面(14)	原告らの2016年(平成28年)7月27日付け準備書面(14)	第6準備書面	1
原告ら準備書面(19)	原告らの2016年(平成28年)9月29日付け準備書面(19)	第6準備書面	1
連名意見書	放射線医学、放射線生物学、放射線防護学及び放射線疫学等の各分野における専門家17名が連名で作成した意見書	第6準備書面	1

崎山意見書	崎山比早子氏(国会事故調元委員)作成の意見書	第6準備書面	2	
被告国第2準備書面	被告国の平成28年5月13日付け第2準備書面	第6準備書面	2	
LSS第14報	原爆被爆者の死亡率に関する研究, 第14報, 1950-2003年: がんおよびがん以外の疾患の概要	第6準備書面	8	
津田教授	岡山大学の津田敏秀教授	第6準備書面	18	
津田論文	岡山大学の津田敏秀教授らによる「2011年から2014年の間に福島県の18歳以下の県民から超音波エコーにより検出された甲状腺がん」と題する論文	第6準備書面	18	
高橋意見書	平成28年8月25日付け高橋秀人氏作成の意見書	第6準備書面	18	
緊急事態応急対策実施区域	原災法15条2項が定める「緊急事態応急対策を実施すべき区域」	第7準備書面	2	
請求原因⑤	「被告国がオフサイトセンターの整備を怠っていたこと」原告ら準備書面(36)4	第8準備書面	1	
請求原因⑥	「被告国及び被告福島県は, 周辺自治体との間のSPEEDI計算結果の情報共有を怠ったこと」原告ら準備書面(36)4	第8準備書面	1	
オフサイトセンター	福島第一発電所に係る緊急事態応急対策を実施する際の拠点施設	第8準備書面	1	
原災法施行規則	福島第一発電所事故当時の原子力災害対策特別措置法施行規則(平成12年4月5日総理府, 通商産業省, 運輸省令第2号。ただし, 平成20年3月28日文科科学・経済産業・国土交通省令第2号による改正後のもの。)	第8準備書面	3	
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	第10準備書面	11	

原賠時効特例法	東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律	第10準備書面		11
現行新しい審査の方針	平成25年12月16日に改正された原爆症認定における「新しい審査の方針」	第11準備書面		15
原告ら準備書面(37)	原告らの平成29年7月28日付け準備書面(37)	第12準備書面		2
佐々木氏	佐々木康人氏	第12準備書面		3
酒井氏	酒井一夫氏	第12準備書面		3
柴田氏	柴田義貞氏	第12準備書面		3
原告ら準備書面(67)	原告らの平成31年2月8日付け準備書面(67)	第12準備書面		5
崎山氏	崎山比早子氏	第12準備書面		7
原告ら準備書面(54)	原告らの平成30年7月9日付け準備書面(54)	第12準備書面		7
原告ら準備書面(14)	原告らの平成28年7月27日付け準備書面(14)	第13準備書面		1
原告ら準備書面(70)	原告らの平成31年3月15日付け準備書面(70)	第13準備書面		1
原告ら準備書面(45)	原告らの平成30年1月12日付け準備書面(45)	第13準備書面		2
甲斐教授	大分県立看護科学大学甲斐倫明教授	第13準備書面		15
郷地氏	東神戸診療所所長郷地秀夫医師	第13準備書面		17
児玉氏	東京大学先端科学技術研究センター長児玉龍彦氏	第13準備書面		20
原告ら準備書面(63)	原告らの平成30年11月30日付け準備書面(63)	第13準備書面		30
原告ら準備書面(51)	原告らの平成30年4月13日付け準備書面(51)	第13準備書面		30

河野氏	NPO法人・市民環境研究所研究員 河野益近氏	第13準備書面	31	
原告ら準備書面 (71)	原告らの2019年(令和元年)5月 9日付け準備書面(71)	第14準備書面	3	
原告ら準備書面 (72)	原告らの2019年(令和元年)6月 10日付け準備書面(72)	第14準備書面	3	
50年間積算実 効線量	プルトニウム沈着量の最大値が検出 された箇所において、50年間常時 滞在するという仮定で生じる、土壌 の再浮遊に由来する内部被ばく及び 土壌からの外部被ばく線量の積算値 について、IAEAの技術報告書に 基づく評価方法によって算出された 計算結果	第14準備書面	6	